

東大阪市ふれあい収集申請書

（宛先）東大阪市長

【申請者記入欄】		申請日 年 月 日		
		住所 東大阪市 (ふりがな)		
		氏名		
		電話		
		対象者との関係 (本人 ・ 続柄 :)		
対象者	住所	<input type="checkbox"/> 申請者と同様 東大阪市	性別	男 ・ 女
	氏名 <small>ふりがな</small>	<input type="checkbox"/> 申請者と同様	生年 月日	年 月 日 (歳)
	電話番号	<input type="checkbox"/> 申請者と同様		
対象要件	<p>ふれあい収集を受けることができるのは、現在、ごみ集積場所まで家庭ごみを出されている方で、下記に記載の要介護度などに該当し、かつ、家庭ごみを当該ごみ集積場所まで持ち出すことが困難であり、さらに、ごみ出しの協力を他の者から得ることが出来ない方です。下記に記載のどの要件に該当するか<input type="checkbox"/>に\blacktrianglerightを付けてください。</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 介護保険法（平成9年法律第123号）の規定により要介護認定において要介護度2以上に該当すると認められた者 <input type="checkbox"/> 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項に規定する身体障害者手帳の交付を受け、かつ、障害の程度が1級又は2級に該当する者 <input type="checkbox"/> 大阪府療育手帳に関する規則（平成12年大阪府規則第42号）第7条第2項の規定により療育手帳の交付を受け、かつ、知的障害の程度がAに該当する者 <input type="checkbox"/> 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受け、かつ、障害の程度が1級に該当する者 <input type="checkbox"/> その他 () 			
公簿等による確認	<p>申請書の内容を確認するため、申請書に記載の対象要件について、市内部で確認をとる場合があります。ふれあい収集の決定に関して、対象要件の有無について、公簿等で確認することに同意しますか。（公簿等で確認できない場合は、関係書類の提出を求めます。）</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 同意する <input type="checkbox"/> 同意しない 			
声掛け	声掛け運動実施の有無 (有 ・ 無)			
備考				

【確認事項】

- 1 ふれあい収集により行うことの出来るサービスは、ご本人により玄関先まで出していただいたごみを収集することです。収集作業員が家の中まで立ち入ってのごみの収集は行いません。
また、出すごみについては、可能な限りごみの収集種別及び分別方法に従って分別をおこなってください。
なお、ごみとして収集したものは返却することはできませんので、お気をつけください。
ごみ収集以外のことについては対応できませんので、あらかじめご了承ください。
- 2 この申請書による審査の後、対象要件の有無の確認や現地状況の調査等のために、環境部担当職員がご本人宅を訪問し、ご本人と環境部担当職員とによる面接を行い、ふれあい収集の実施の可否について決定いたします。
- 3 申請書の内容を確認するため、申請書に記載の対象要件について、市内部で確認をとる場合があります。また、ふれあい収集にかかる面接時に、対象要件に該当するかを確認するため、介護保険被保険者証などの提示をしてください。
- 4 ふれあい収集決定後に、対象要件に該当しなくなった場合は、ふれあい収集を中止することがあります。